

## 京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程の制定について

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月31日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程（昭和39年6月30日組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

7 第1項及び第4項の規定にかかわらず、任期の定めのある職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金を、貸付けを受けた月の翌月から任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定めるところにより毎月元利均等により償還するものとする。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)